

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！



パート・非常勤部会ニュース No. 1

大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会

2009・12・21

第12回定期総会を開催

12月12日（土）の午後1時30分より、国労会館中会議室でパート・非常勤部会の第12回定期総会を開催し、6単産、2地域から30名が出席しました。



総会の前に大阪自治労連の川西玲子さんを講師に迎えて「新しい政治情勢を生かして均等待遇実現を」という学習会を行いました。

「パート労働法改定や08人勸『非常勤職員に対する給与指針』など、非正規運動は大きく前進している。自治体非正規の均等待遇を阻む3つの壁(雇止め、一時金・退職金諸手当ナシ、育児介護休業の適用除外)に、中野区非常勤保育士裁判や枚方市・東村山市裁判、ILO勸告、日弁連人権擁護委員会の改善勧告などの運動で、風穴が空いてきている。新しい政権の下、運動を強めて、

有期雇用の制限、均等待遇、全国一律最賃1000円、労働者派遣法の抜本改正、労働時間の短縮など働くルールを確立してゆこう。官民間わず横につながり、交流し、お互い学びあい団結を強め、正規労働者とも連携しよう。今は労働運動の転機の時、非正規労働運動が鍵を握っている。」と話されました。



☆ パート非常勤部会 2010年度運動方針 ☆

- ① 憲法を守りいかに運動をすすめよう
- ② パート・アルバイト・非常勤の差別・首切りは許さない！生活できる賃金を！
 - ・ 2010春闘で賃金・労働条件の改善に取り組もう
 - ・ 最低賃金、均等待遇、公契約運動を共同で広げよう
 - ・ 有期労働契約を規制し、労働者派遣法の改正で、一方的首切り、解雇を許さない闘いを
- ③ 消費税増税反対、社会保障の拡充を
- ④ 仲間と連帯して運動をすすめよう
- ⑤ 要求実現の力をつける 仲間を増やそう
- ⑥ 大阪労連非正規部会準備会立ち上げに向け、中心的に運動します
- ⑦ 組合活動を引き継ぎ、前進させていくために役員の育成をめざします
- ⑧ 闘い仲間を支援します。



パート・非常勤部会 行動日程

- 2月10日(水) 春闘おしゃべり学習交流会
- 2月12日(金) 中央統一行動(国会議員要請、集会、デモなど)
- 2月19日(金) 地域総行動に積極的に参加しよう
- 3月1日(月) パート1000人パレード
- 3月18日(木) 大阪総行動・菜の花行動に参加しよう。
- 4月18日(日) レクリエーション(日帰りバスツアーを計画)
- 5月22～23日(土～日) 全国交流集会(愛媛・松山)



2010 パート・非常勤部会役員

部会長	出向井三利(自治労連)	副部会長	池辺しのぶ(北河内パート・臨職部会)
事務局長	長岡佳代子(大阪労連)	事務局次長	嘉満智子(大阪労連)
常任委員	末光 章浩(大教組)	瀬戸 照江(生協労連)	橘 容子(生協労連)
	遠上 正順(大私教)	東中 貢(全国一般)	山本 史(堺労連パート部会)

* 自治労連、医労連、福祉保育労から常任委員選出を宜しくお願いします。

♪ 討論より



○ 府下自治体のアンケートによると非正規は35.2%で増え続けている。任期付短時間職員も広がっている。任用の更新時、競争試験で落ちた人もいる。当局は「一定その期間は雇用が守られている」と言うが、解雇付雇用の実態をはねかえしていく必要がある。職種別交流会「何でもしゃべり場」に取り組み、この1年で新たに結成された組織がある。(自治労連)

○ 2ヶ月に1回幹事会開催。出席率の低下が課題。例年の大学生協交流会に変えて、10/31に「さぬきうどん交流ツアー」を開催し、37名が参加しバスの中で、職場で困っていることなどを交流した。09春闘は、いずみが部分ベア、よどがわ10円、電通大10円のベアを獲得し、他は定昇のみに終わった。2大学生協が要求提出ができなかった。(生協労連)



○ 100数名で組織。パートから正規職員に18名採用され、組合経験者が少なくなり正規組合の支援を受けながら活動を続けている。パートの労働条件や賃金改定の申し入れがあり、説明会を開くことを要求、1回目が開かれた。09年4月以降の入職者は休憩時間が賃金保障されず、それ以前は保障される。一週間の労働時間が看護師を除き35時間以内など提案された。(全国一般)

- 楽しく元気の出る会議をめざしている。いつも食べ物がいっぱい。(北河内)
- 大阪府の私学は年収350万円以下の家庭はすべて高校授業料が無償になる。5月16日に教師の法律問題学習会が行われ、36協定を学習。非常勤の産休がほとんど制度化されていない。(大私教)
- 解雇されて1年。パートという言葉が都合よく使われている。やっている仕事は一緒なのに違うのは賃金だけ。時給915円、月額約12万円、年収190万円に届かない。製品の不良ミスをあげつらって解雇された。会社は職場復帰を認めない。解雇撤回がプライドを取り戻す。(JMIU)